

陳 情 回 答 綴

(陳情第 33 号～第 54 号)

令和 2 年第 4 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

| | | |
|---------|-----------------|----|
| 陳情第 33号 | 行政にかかる諸問題について | 1 |
| 陳情第 34号 | 行政にかかる諸問題について | 21 |
| 陳情第 35号 | 行政にかかる諸問題について | 29 |
| 陳情第 36号 | 行政にかかる諸問題について | 35 |
| 陳情第 37号 | 投票所について | 45 |
| 陳情第 38号 | 道路工事等について | 47 |
| 陳情第 39号 | 人権施策について | 49 |
| 陳情第 40号 | 児童自立支援施設について | 51 |
| 陳情第 41号 | 堺市立総合医療センターについて | 53 |
| 陳情第 42号 | 公共交通について | 55 |
| 陳情第 43号 | 駅利用者の安全対策について | 59 |
| 陳情第 44号 | 無電柱化について | 61 |
| 陳情第 45号 | 道路整備について | 63 |
| 陳情第 46号 | 図書館行政について | 65 |
| 陳情第 47号 | 図書館行政について | 67 |
| 陳情第 48号 | 少人数学級について | 69 |
| 陳情第 49号 | 学校給食について | 71 |
| 陳情第 50号 | 公立幼稚園について | 73 |
| 陳情第 51号 | 放課後施策について | 75 |
| 陳情第 52号 | 放課後施策等について | 77 |
| 陳情第 53号 | 放課後施策等について | 81 |
| 陳情第 54号 | 放課後施策等について | 87 |

| | |
|--|---------------|
| 番 号 | 陳情第33号 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について |
| 審 査 委 員 会 | 議会運営委員会 |
| 審査日 | 9月28日 |
| <p>(審査結果)</p> <p>第4項</p> <p>本市の広報紙である「広報さかい」は市内全戸に配布しており、議会の活動を市民の皆様に広くお伝えするための重要な手段と位置づけております。</p> <p>今後とも本紙に掲載している「議会のうごき」をとおして議会情報をより一層分かりやすくお伝えするよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p> | |

| | | | |
|---|---------------|-----|------|
| 番 号 | 陳情第33号 | 所管局 | 市長公室 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第5項（政策企画部）</p> <p>本市では、市民一人ひとりが住んでいるまちに愛着や誇りを持って最大限に個々の力を発揮し、地域全体で行政と連携・協働しながら、地域課題の解決やまちづくりに参画する協働のまちづくりを推進しています。</p> <p>自治基本条例の制定に関する他都市の直近の状況なども参考にしながら、引き続き、市民との連携や協働に取り組んでまいります。</p> <p>第6項（広報戦略部市政情報課・広報課）</p> <p>市民と市長が対話できるような場については、これまでいろいろな機会を捉え、場を設けてまいりました。今後、対話の場については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の方策も含め、より効果的な方法等を検討してまいります。</p> <p>また、市長メッセージにつきましては、市政の運営方針をお示しする場合などに「広報さかい」や市ホームページに掲載しております。</p> <p>特に新型コロナウイルス感染症に関しては、注意喚起をお願いする場合など市長メッセージを「広報さかい」5月号、6月号、8月号で掲載したほか、市ホームページでも、市民の皆様に向けた市長メッセージを掲載しております。</p> <p>今後も、市長メッセージについては市政の運営方針をお示しする場合などに適宜掲載し、市政に関する情報の分かりやすい発信に努めてまいります。</p> <p>第7項（政策企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（健康福祉局健康部精神保健課）（産業振興局商工労働部産業政策課）</p> <p>統合型リゾート（IR）は、国際会議場や展示場等のMICE施設を始め、宿泊施設、商業施設、劇場等のエンターテインメント施設、カジノなどが一体となった複合集客施設です。</p> <p>IRは、国際観光拠点として、国内外から多くの集客が期待され、地域の観光振興、経済成長などに寄与することが期待されている一方で、ギャンブル等依存症や治安悪化などの懸念も指摘されているところです。</p> <p>国の基本方針案では、「カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響については、徹底的に排除する必要がある」と記載されています。また、大阪府・大阪市が令和元年11月に公表した実施方針案の中でも、「国のギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とし、大阪の実情を踏まえた大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、有効な対策を着実に実施する」とされています。なお、大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画は、令和2年3月31日に策定され、計画に基づく取り組みが始まっています。</p> <p>本市としましては、引き続き、これらの動向を注視してまいります。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------|-----|------|
| 番 号 | 陳情第33号 | 所管局 | 市長公室 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第8項（広報戦略部市政情報課）</p> <p>本市において、個人情報を取扱う業務委託を行う際は、「堺市個人情報取扱事務の委託等に関する基準」に基づき、受託事業者における秘密の保持、罰則、適正管理、返還、廃棄等の事項を定めた契約を締結することとしており、必要に応じて個人情報を取り扱う施設の実地調査を行う等、受託事業者が個人情報に係る事故等を起こさないよう対応を行っています。また、受注者は、再委託先に受注者と同様の義務を負わせただうえで、その遵守を監督しています。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------|-----|-----|
| 番 号 | 陳情第33号 | 所管局 | 総務局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第9項（行政部総務課）</p> <p>自衛隊法施行令第120条には、防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができると規定されており、これに基づいて、令和2年2月に防衛大臣から堺市長に対して募集対象者情報の提出依頼がありました。募集対象者情報の提供は法令に定められた適法な事務であり、法令に基づき提供を行うものです。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------|-----|------------|
| 番 号 | 陳情第33号 | 所管局 | 選挙管理委員会事務局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第10項（選挙管理委員会事務局）</p> <p>選挙は、国民の参政権を具体的に行使する重要かつ基本的な機会であります。</p> <p>投票率の向上に向けて、啓発パネル展示等の啓発活動や高校等への出前授業の開催などあらゆる機会を通じて投票参加意識の向上に取り組んでいるところです。</p> <p>入院、施設入所中の方については、入院、入所している病院、施設が大阪府の不在者投票施設の指定を受けていれば当該施設で不在者投票を行うことができますので、病院や介護保険施設が新設された場合には、不在者投票施設の指定を受けるよう勧奨しています。</p> <p>また障害者及び重度の在宅療養者等の選挙権行使を容易にするため、郵便投票の対象者を現在の「要介護5」から「要介護4」及び「要介護3」全体に拡大するよう指定都市選挙管理委員会連合会において、法改正要望に取り組んでいます。</p> <p>また投開票をはじめとする選挙の事務にミス発生がないように事務手順を改善し、事務従事者への説明会・打ち合わせ会を通じて、注意事項の指示の徹底を行うなど選挙が適正に行われるよう取り組みます。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第33号 | 所管局 | 危機管理室 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第11項（危機管理室防災課）</p> <p>本市では、風水害時の避難所として108箇所、地震時の避難所として161箇所（風水害時の108箇所を含む）の避難所を指定しており、本市に想定されている避難所生活者数が最大となる上町断層帯地震に対しても避難者を収容できる数となっています。</p> <p>一方、コロナ禍においては、災害や避難状況に応じ、例えば、風水害時においても地震時の避難所を開設するほか、指定避難所以外の約80箇所の公共施設や、災害時協定を締結しているホテル協会に加盟するホテルを順次開設するなど、避難スペースの確保にも取り組んでいます。</p> <p>地域によっては、指定避難所を補完するものとして、自治会等が共助により管理・運営を行っている地域会館を地域の避難所としているケースもあり、平常時から地域で行われる自主防災訓練に参加するなど、地域の方々と連携をとっていただき、災害に備えていただきますようお願いいたします。</p> <p>また、今年6月から、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、仕切り材（パーテーション）や段ボールベッド、マスクやアルコール消毒液の他、ペーパータオルや使い捨て手袋などの衛生用物品等の配備を進めています。</p> <p>なお、災害時のエアコンについては、これまでの災害では被災地からの要請を待たずに国が必要な物資を緊急的に輸送するプッシュ型支援により、避難所にスポットクーラーを配置しています。また本市ではレンタル会社などと防災協定を締結しており、発災時にはスポットクーラーなどの空調機器を手配します。今後も大規模災害を想定した良好な避難所環境の確保に取り組んで参ります。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第33号 | 所管局 | 危機管理室 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第12項（危機管理室防災課）</p> <p>自然災害のリスクが高まった場合に身の安全を確保するには、市民の皆さん一人ひとりに住んでいるところの災害リスクを確認していただき、適切な避難行動をとっていただくことが重要です。</p> <p>河川氾濫でいえば、川からの距離、想定される浸水の深さなどを正しく知っていただき、お住まいがマンションである場合は上階への避難の方が安全な場合もあり、避難所への避難のみが避難行動ではなく、避難先は知人宅や友人宅も考えられます。</p> <p>本市では、各自に適した避難行動をとっていただけるよう区別防災マップや避難ガイドなどを作成し、広報さかいや市のホームページなどに掲載していますので参考にしてください。</p> <p>また、巨大地震に伴う最大クラスの津波への避難対策では、津波浸水想定地域以外の高台に逃げるのが困難な場合の緊急一時避難場所として、鉄筋コンクリートまたは鉄骨コンクリート造で耐震性の基準を満たし、3階以上の高さのある建物を津波避難ビルに指定しており、避難することが可能です。</p> <p>なお、指定避難ビルには、入口付近などに津波避難ビルであることがわかるようプレートを掲げています。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第33号 | 所管局 | 市民人権局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第13項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）</p> <p>出張所については、区役所の前身である支所の開所にあわせて、平成4年から平成12年にかけて順次廃止しました。</p> <p>その後、平成18年の政令指定都市移行に伴い、支所は区役所となり、区役所では、出張所で行っていた業務に加え、国民健康保険や保健福祉サービスなど、これまで本庁のみで行っていた業務を幅広く提供しており、地域の総合サービス拠点として機能を充実させております。</p> <p>また、区役所においては、市民相談窓口をはじめとする、日常生活での問題などについてご相談いただける各種相談窓口を設けており、窓口だけでなく、電話によるご相談も可能です。</p> <p>あわせて、住民票などの証明書等については、平成29年12月よりマイナンバーカードをお持ちの場合は、お近くのコンビニエンスストアでも取得できるようになったほか、郵送、インターネットなどの活用により、ご来庁いただかなくとも手続きができる仕組みを増やしてきております。</p> <p>今後も、様々な機会を通じて市民の皆様の声をお聞かせいただき、市民サービスの向上に取り組んでまいります。</p> <p>第14項（市民生活部市民協働課・男女共同参画推進部生涯学習課）</p> <p>公民館は、社会教育法第20条に基づき、生涯学習の振興、地域振興、住民相互の親睦を図ることを目的として設置しており、現在、高齢者をはじめ、様々な世代の方に利用されています。なお、公民館増設の予定はございませんが、現在、公民館各室利用料金については無料となっておりますので、お気軽にご利用ください。</p> <p>地域会館や自治会館の管理運営につきましては、所有者である地元の校区自治連合会や単位自治会により自主的に行われており、維持管理に要する費用も地域によって様々な違いがある中、それぞれで利用料金の設定をされています。</p> <p>本市におきましては、地域住民及び地域住民組織の自主的な活動が活発に展開されるよう、「堺市地域会館整備費補助金制度」を設け、その活動拠点となる地域会館の整備に対して支援を行うとともに、地域会館の維持につきましても、「堺市地域会館大規模改修補助金制度」を設け、大規模な改修を行う際の支援を実施しておりますが、地域会館や自治会館の利用料金については、利用者の皆様にご負担いただくべきものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>第15項（男女共同参画推進部男女共同参画センター）</p> <p>利用者の多様な要望に応えるために、男女共同参画交流の広場や生涯学習施設など、既存施設との連携を図りながら、活動の場の提供に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解を願います。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第 3 3 号 | 所管局 | 市民人権局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第 1 6 項 (人権部人権推進課)</p> <p>本市においては、昭和 5 8 年に非核平和都市宣言を決議するとともに、国内外の都市が連帯して国際社会に核兵器廃絶を訴える活動を行う平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会に加盟し、広範な都市連携のもと、さまざまな機会を通じて核兵器のない世界の実現を訴えているところです。</p> <p>今後も、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会を通じ、核兵器廃絶を国際社会に求めてまいります。</p> <p>また、「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求めているところです。</p> <p>第 1 7 項 (人権部人権推進課)</p> <p>日本国憲法、中でも第 9 条につきましては、さまざまな議論がなされていることは認識しております。しかしながら、憲法改正につきましては、国権の最高機関である国会での発議を経て、国民投票により判断されるべきものと考えております。</p> <p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第33号 | 所管局 | 健康福祉局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第18項（健康部保健所保健医療課・感染症対策課）</p> <p>本市においては、本庁に保健所を設置し、各区に保健センターを設置しています。「地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」において、保健所は、地域保健における広域的、専門的、技術的拠点と位置付けられる一方、保健センターは、住民に身近で利用頻度の高いサービスを提供する拠点として位置付けられています。</p> <p>こうしたことを踏まえ、本市においては、保健所では全市域を対象として「新型コロナ受診相談センター」を設置し専門的な相談対応等をする一方、保健センターでは一般的な健康相談や保健指導等の市民サービスを行うなど、保健所と保健センターが連携しながら、効率的かつ効果的に市民の健康保持増進に取り組んでいます。</p> <p>検査については、2月の検査当初は本市の衛生研究所のみで、1日の検査可能検体数は20検体でしたが、その後、検査機器の拡充や医療機関、民間の検査会社への委託により、現在では、多い時で1日300検体近い検査を実施することもあります。今後は当面の目標である350検体が可能な検査体制への拡充をめざして取組を進めていきます。</p> <p>また、7月下旬から濃厚接触者全員を検査対象とし、唾液によるPCR検査を実施しています。</p> <p>早期に診断を行い、各患者の症状に応じて適切な医療につなげられるよう検査体制を拡充するとともに、関係機関と連携して医療体制の整備に努めていきます。</p> <p>第19項（長寿社会部長寿支援課・地域包括ケア推進課・障害福祉部障害者支援課・健康部健康医療推進課）</p> <p>特定健康診査は、堺市国民健康保険の保険者が「高齢者の医療の確保に関する法律」及び同法施行規則等に基づき40歳から74歳までの被保険者とその被扶養者を対象に実施しているものです。</p> <p>特定健康診査の検査項目は、メタボリックシンドロームに着目して特定をしており、生活習慣病予防に有効とされる国が定めた項目を中心に実施しています。</p> <p>市民のみなさまへは、健診の勧奨と合わせて、加齢による体の変化や自身の健康を守るための方法について、啓発を行っています。</p> <p>また、難聴の自覚や変化の気づきから受診を促し、医療や適切なケアにつなぐことで、難聴に起因する認知症などの二次的な機能低下も防ぐことができると考えています。このことから、地域包括支援センター等による健康講座などにおいて、加齢性難聴の早期発見のためのチェックポイントを周知することにより、本人の自覚や周囲の気づきを促し、受診につながるよう啓発に取り組んでいます。</p> <p>現状、高齢者の加齢性難聴の方への助成制度はありませんが、今後の社会状況や他市の動向について、必要に応じて研究を行っています。</p> <p>なお、聴覚障害を原因とした身体障害者手帳をお持ちの方については、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第 3 3 号 | 所管局 | 健康福祉局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第 2 0 項（生活福祉部国民健康保険課）</p> <p>平成 3 0 年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国民健康保険法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成 3 0 年度からの保険料率の統一などを定めました。</p> <p>本市は、平成 2 9 年 1 1 月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際しての大阪府からの意見聴取に対して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料率の導入の延期も含めて然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。</p> <p>さらに、本年 1 月の堺市国民健康保険運営協議会の答申に付された「医療保険制度の一本化など、国民皆保険制度の安定的な運営のための抜本的な改革を国の責任において実現するよう、国に対して求めること」、「市町村標準保険料率のより一層の抑制に向けた方策及び財政措置等を実施することを、大阪府に対して求めること」との意見の趣旨を踏まえ、引き続き必要に応じて国や大阪府に提案や意見具申するなど、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでいきます。</p> <p>なお、大阪府国民健康保険運営方針では、平成 3 0 年度から令和 5 年度まで最大 6 年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、令和 3 年度以降の保険料率についても、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応していきます。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------|-----|---------|
| 番 号 | 陳情第33号 | 所管局 | 子ども青少年局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第21項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課・子ども青少年育成部子ども家庭課） 認定こども園・保育所等の各施設には、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づき、飛沫感染対策、咳エチケット、接触感染対策、消毒方法など具体的な対策をお示しするとともに、市において、「堺市立こども園における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方」を作成し、各施設にも周知するなど、感染拡大防止に取り組んでいます。</p> <p>また、これまでより市の災害用備蓄マスクの配布、国の補助金・制度を活用した衛生用品や消毒に要する経費補助や手指消毒用エタノールの優先供給なども実施しており、引き続き、各施設からのご意見なども踏まえながら、必要な安全対策が図れるように努めていきます。</p> <p>第22項（子ども青少年育成部子ども家庭課・子ども相談所） 児童虐待に関する相談については、各区子育て支援課や子ども相談所において相談を受け付けており、堺市子ども虐待ダイヤルや児童相談所虐待対応ダイヤル189などで、24時間365日対応しています。</p> <p>各区子育て支援課では、これまで、非常勤相談員の増員配置を行ってきましたが、本年度から令和4年度にかけて、全区に1名ずつ常勤職員を増員配置していく予定です。</p> <p>子ども相談所については、児童福祉法や国の児童虐待防止対策体制総合強化プラン等に沿って、令和4年度までに児童福祉司及び児童心理司を倍増させるとともに、人材育成に取り組んでいく予定です。</p> <p>また、幅広い年齢層が活用しやすいLINEを活用した相談事業については、大阪府・大阪府と共同して本年6月25日から7月31日の間に試行実施したところです。今後、令和3年度からの本格実施に向け、試行実施の効果検証を踏まえて調整を行っていきます。</p> <p>第23項（児童自立支援施設整備室） 堺市立児童自立支援施設の整備計画の中断は、大阪府の施設内に、寮の整備等必要となる受入れ体制を大阪府に求めるなど、対象となる堺市の子どもたちに必要な支援を行える環境をしっかりと確保することを前提に、施設整備費用や将来的なランニングコストを考慮して、より効果的な手法として、大阪府への事務委託の継続を検討するとしたことによるものです。</p> <p>引き続き、堺市の子どもたちに必要な支援を行えるよう、受入れ体制の確保について大阪府と十分協議していきます。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------|-----|---------|
| 番 号 | 陳情第33号 | 所管局 | 子ども青少年局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第24項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（市民人権局男女共同参画推進部男女共同参画推進課）</p> <p>本市では、堺市配偶者暴力相談支援センター開設時間以外も夜間・休日DV電話相談を開設し、24時間365日相談に対応するとともに、男女共同参画センターや男女共同参画交流の広場においてもDV相談を行うほか、緊急対応が必要な方は、大阪府と連携し、シェルター等での一時保護による被害者の安全確保に努めています。</p> <p>さらに、内閣府においては、本年4月から新たなDV相談窓口を開設し、24時間対応の電話相談、SNSや電子メールを活用した相談、外国語による相談を実施するとともに、被害者の安全を確保し社会資源につなげるための同行支援、緊急的な保護等の支援を総合的に提供しています。</p> <p>今後も、市ホームページ、広報さかい、子育て応援アプリ、堺市公式LINEにより、相談窓口をはじめとする情報を発信するなど、一人でも多くの方を相談支援につなげる取組を強化していきます。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第33号 | 所管局 | 産業振興局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第25項（商工労働部雇用推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯、特に母子世帯の経済的な影響は深刻な状況であると認識しています。</p> <p>本市では、国の特別定額給付金の支給に際し、経済的に不安を抱える児童扶養手当受給世帯に対し、早期に支給するため、申請書の先行送付を実施しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少しているひとり親世帯などを対象に支給される「ひとり親世帯臨時特別給付金」についても、速やかに事務を進めています。さらに、本市独自の取組として、ファイナンシャル・プランナーによる家計相談や養育費確保支援事業を実施するなど、ひとり親世帯への生活支援の充実に努めていきます。</p> <p>コロナ禍による休業・雇止めに対する支援に関しては、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた市内中小企業等が、従業員の雇用を維持した場合に支給される、雇用調整助成金等の申請に関する特別相談窓口を開設し、市内中小企業等が助成金を活用し従業員の雇用を維持するための支援を実施しております。</p> <p>また、全年齢の女性を対象にした「さかいJOBステーション」の「女性しごとプラザ」や、働く意欲がありながら、様々な阻害要因のため就労に結びつかない方を対象にした「公益財団法人 堺市就労支援協会」通称「ジョブシップさかい」において、女性求職者の状況に応じて、就職につながるカウンセリングやセミナーの実施をはじめ、正規雇用の求人企業情報の提供及び企業とのマッチングなどの支援、結婚、出産、育児、介護等の様々な事情で一旦退職し再就職をめざす女性のキャリアブランク解消の支援などに取り組んでいます。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の影響等により離職を余儀なくされた求職者を対象として、座学講座や職場見学を実施するとともに、あわせて再就職先企業への支援を行うことで、求職者の再就職を支援する事業を予定しております。</p> <p>今後も、市内中小企業の雇用の維持に対する支援、様々な立場にある女性に対する切れ目のないきめ細かな就労支援、求職者に対する更なる就労支援に取り組んでいきます。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第33号 | 所管局 | 建築都市局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第26項（交通部公共交通課）</p> <p>堺市では、鉄道駅やバス停から遠く既存の公共交通を利用しにくい地域において、堺市乗合タクシーを運行し、日常の移動手段の確保に取り組んでいます。</p> <p>予約締切り時間については、運行開始当初3時間前としておりましたが、利用者の要望等を受け可能な限り検討を行い2時間前までに改善したところです。2時間前までの予約については、予約を受けてから確実に配車するための時間を考慮した設定としておりますのでご理解をお願いします。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第33号 | 所管局 | 上下水道局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第27項（経営企画室）</p> <p>水道法第6条第2項は、水道事業は原則として市町村を経営主体とすることを規定しています。これは、水道事業が膨大な資金と技術力を必要とし、かつ、継続的、安定的な経営が必要であることから、利潤を追求する私企業の経営によるよりは、公共団体である市町村により経営されることが適切と考えられるためです。</p> <p>その一方で、人口減少に伴う水需要の減少など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定的に事業を運営していくためには、民間企業の技術力や高い効率性を活かすことが重要であると考えています。</p> <p>このようなことから、本市では、民間企業の高い効率性が期待できる検針・料金徴収業務などについて業務委託を導入し、安定した事業運営に努めています。</p> <p>民間企業に委託した業務であっても、本市の責任で運営されていることに変わりはなく、委託業者による業務履行を適正に管理しています。</p> <p>今後も、水道事業の公益性・公共性を確保した上で、民間企業との公民連携を進め、事業運営のより一層の健全化や効率化を図り、安全安心な水を安定的に供給していきます。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第33号 | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第28項（中央図書館総務課）</p> <p>本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第32条の規定に基づき、教育委員会が図書館を所管しています。</p> <p>また、堺市立図書館では、今後の社会情勢や市民ニーズの多様化に対応するため、図書館がこれまで築き上げてきた基盤の上に、時代の変化に対応したサービスの今後の大きな方向性を定めることを目的に、「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」を令和2年7月に策定しました。今後もサービスを長期にわたって安定的に提供することができるよう、図書館の運営に努めていきます。</p> <p>第29項（総務部教育政策課）</p> <p>教育委員会では、「ひとづくり・まなび・ゆめ」を教育理念とした第2期未来をつくる堺教育プランに基づき、事務事業を推進しています。引き続き、子どもたちの育ちや学びを支える教育の充実に取り組んでいきます。</p> <p>なお、本年度は次期プランの策定年度であり、教育の一層の充実に向けて基本的な方向性を定めていきます。</p> <p>第30項（学校管理部保健給食課）</p> <p>学校給食では、主に主食のパン、副食の冷うどん、調理用小麦粉などは、輸入小麦粉を使用したものを提供しています。</p> <p>国産小麦については収穫量も十分でないため、給食で使用する小麦を賄うのは困難な状況です。</p> <p>輸入小麦については、カビ毒を始め、ポジティブリストに設定されているすべての農薬について、輸入国出国の際の農林水産省による船積時検査と日本に到着した際の厚生労働省によるモニタリング検査が実施されており、その検査において、国が設定している基準値内の小麦が輸入されておりますので、安全性に問題はないと考えています。</p> <p>今後も、国の動向を注視しながら、安全・安心な給食の提供に努めていきます。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第33号 | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第31項（学校管理部保健給食課）</p> <p>6月15日（月）～19日（金）の給食開始当初一週間につきましては、子どもたちの配膳準備等を考慮し、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた給食活動に慣れさせるため、副食1品の献立としました。</p> <p>副食の内容につきましては、通常の献立よりも材料を増量し提供しておりましたが、今後、いただいたご意見も取り入れながら、安全・安心な給食提供に努めていきます。</p> <p>学校給食費については、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条の経費負担において、「保護者の負担とする」と定められており、本市においても、給食調理の人件費や光熱水費、調理場の施設整備費などは、公費で負担していますが、食材料費については保護者の方々のご負担をお願いしています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による保護者のみなさまの経済的負担を軽減するため、令和2年8月から10月までの学校給食費については無償化を行うこととしました。</p> <p>給食調理場については、空調設備の設置など環境整備に努めてまいります。</p> <p>第32項（学校管理部学校給食改革室）</p> <p>教育委員会では、全員喫食制の中学校給食の実施に向け、「堺市中学校給食実施方法等調査」の結果をもとに、有識者等で構成される「堺市中学校給食検討懇話会」において調理方式についての意見を聴取し、高度な衛生管理が徹底できること、同時期に一斉早期に開始できること、安全安心な給食を安定的に提供できること等の理由から、令和2年3月に給食センター方式の導入を決定しました。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第33号 | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第33項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>これまでの放課後児童対策事業の運営については、国及び大阪府の通知を踏まえ、新型コロナウイルス感染の防止対策に努めています。今後新たに保護者の皆様へお知らせする場合には堺市ホームページのほか、緊急一斉メールの更なる活用など周知方法について検討します。</p> <p>夏季休業短縮期間中は簡易給食が実施されることから、児童の健康面、体力面を考慮し、放課後児童対策等事業の利用児童には補食を持参することを可といたしました。</p> <p>なお、補食については自己管理のため、常温でも品質保持できる、傷みにくいものを持参するよう、保護者の方には事前をお願いしています。</p> <p>指導員の研修については、業務仕様書において服務規律や児童との接し方や遊び、障害のある児童への理解と対応、家庭・地域・学校との連携、安全衛生管理、児童の人権擁護、AEDの使用やアレルギー等の救急救命等の研修を各事業者に実施するよう求めています。</p> <p>なお、事業実施に必須である、放課後児童支援員を養成するため大阪府が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」の受講ができるよう、本市としても計画的に受講枠の確保に努めています。この研修の受講により、放課後児童支援員の目的や制度の内容、子どもの発達などの基礎知識、子どもの生活や遊びの支援、安全対策など必要な知識・技能の習得を図っています。</p> <p>運営プログラムについては、これまでのノウハウも生かし各事業者が公募の際に提案した企画内容を実施しています。</p> <p>第34項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課・学校管理部保健給食課）</p> <p>学校での感染症拡大防止対策としては、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な対策を行っています。また、教室でも密閉状態の回避のため、エアコンを設置している教室に付けている換気扇を常時運転させ、休み時間は5分間程度、2方向の窓を開けて換気することにより、密閉空間にならないよう努めています。</p> <p>本市では、「堺方式少人数教育」を実施し、小学校では3年生から6年生までの1学級38人を超える学年に対して教員の加配措置を行い、学校が、児童の状況に応じて少人数学級か習熟度別指導かを選択できるようにしています。中学校では、習熟度別少人数指導加配として各校に1～4名の教員を配置し、2学年以上もしくは2教科以上で少人数指導に取り組めるよう学校教育の充実を図っています。</p> <p>学校教育の一層の充実を図るため、学級編制基準、加配定数を含めた教職員定数の改善を引き続き国に要望します。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第33号 | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第35項（学校管理部教育環境整備推進室）</p> <p>平成19年に策定した「堺市幼児教育基本方針」を見直し、令和2年6月に「堺市幼児教育基本方針（改定版）」を決定しました。</p> <p>今回、改定した基本方針において、前回の基本方針で「条件の整ったところから順次廃止する」と定めた公立幼稚園を、本市全体の幼児教育の質の向上に向けた先導的な役割や、配慮を必要とする幼児の受入れなどセーフティネットとしての役割を担うため、一部の公立幼稚園を存置し、研究実践園とすることとしました。</p> <p>これまでの園児数や、将来の1号認定区分（満3歳以上で小学校就学前の保育を必要としない子ども）の量の見込みから、その園児数の受入れに対応し、かつ持続的に、適正な集団規模を確保していくために、研究実践園として選定する園数は4園とすることが適切であると判断しました。また、研究実践園では3年保育と預かり保育を実施します。</p> <p>第36項（総務部総務課・地域教育支援部放課後子ども支援課・学校管理部保健給食課）</p> <p>消毒液等の感染症対策に必要となる物品は、国庫補助制度を活用した保健衛生関連物品の購入により各学校園において対応しています。技術職員（用務担当）等の配置がない学校のトイレ清掃について、市立学校施設管理業務委託契約内容を変更し、週2回の児童・生徒用のトイレ清掃を令和2年8月から追加しております。</p> <p>また、その他の消毒作業につきましては、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所を1日1回以上消毒するよう学校に依頼しています。</p> <p>トイレ・手洗い場の清掃を全日業者委託することやその他の消毒作業については、今後、新型コロナウイルス感染症に関する対応等の状況を確認しながら検討します。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------|-----|---------------|
| 番 号 | 陳情第34号 | 所管局 | ICTイノベーション推進室 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第2項（ICTイノベーション推進室）</p> <p>マイナンバー制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）として導入されています。</p> <p>本市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「マイナンバー法」という。）第九条の規定に基づき、平成28年1月から社会保障・税・災害対策に係る事務でマイナンバーを利用し、平成29年7月以降は、国や他の地方公共団体等と情報連携を行うことで、申請等の手続き時に必要な添付書類が簡素化されています。</p> <p>さらに、本人や家族が受けられる行政からのサービス情報のお知らせを、パソコンなどから受け取ることも可能となるなど市民の利便性の向上も図ることができます。</p> <p>マイナンバーを含む個人情報である特定個人情報の管理については、マイナンバー法や個人情報保護委員会が示すガイドライン等に従い適切に行うとともに、その内容について全庁各課への職員研修の実施などにより徹底してまいります。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------|-----|-----|
| 番 号 | 陳情第34号 | 所管局 | 財政局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第3項（契約部契約課・調達課）（上下水道局サービス推進部事業サポート課）</p> <p>建設工事及び工事に関連する業務委託の発注に当たっては、競争性の確保を前提として、入札を基本としています。</p> <p>入札の執行に当たっては、市内業者の受注機会を確保する観点から、入札参加条件を市内業者に限定するなど、市内業者への優先発注を実施しています。また、共同企業体方式を活用し、大型工事や特殊工事等における市内業者の入札参加機会の確保を図っています。</p> <p>さらに、元請業者に対して、一部を下請に発注する場合や、原材料・物品を購入する場合は、可能な限り市内業者へ発注するように文書で依頼を行っています。</p> <p>加えて、建設工事においては、総合評価落札方式の評価項目として市内業者への加点を行い、併せて元請業者からの市内業者への下請と資材発注を促進するため、「市内下請の活用」及び「資材の市内調達」の状況に応じた加点を行うなどにより、市内業者の受注機会増加に努めているところです。</p> <p>また、物品調達及び業務委託の発注に当たっては、市内経済の活性化及び市内事業者の育成を図る観点から、競争性の確保を前提として地域要件を市内の事業者に限定するほか、地元零細事業者が受注しやすいよう必要に応じて案件を分割するなど、市内事業者に考慮した発注を行っています。</p> <p>今後も競争性、公平性及び適正履行の確保に留意しつつ、市内業者の受注機会の確保に努めてまいります。</p> <p>次に、公契約条例については、国の動向や他都市の状況を注視しつつ、公契約条例の制定の要否等に関する研究をしてまいりました。併せて、条例の主旨とされる公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保、公契約の適正な履行の確保に向けて取り組んでまいりました。</p> <p>こうした研究を踏まえ、公契約条例の制定に当たっては、次に述べる課題や問題点があると認識しております。</p> <p>例えば、「本条例による賃金水準では、施工能力があるにも関わらず、経営余力が十分でないために賃金水準を高くできない中小事業者が結果的に入札から排除されるなど、入札の公平性が損なわれるおそれがあること」や、「賃金等の労働条件は労使間で自主的に決定されるものであり、市が労使間の契約内容に関与することは、両者の契約の自由を制限することになりかねないこと」、「下請業者も含めた労働者の賃金台帳等の作成及び市への提出等の義務付けにより、受注者の事務負担が増加すること」などが挙げられます。</p> <p>こういった課題や問題点があることから、最低賃金を初めとする賃金・労働条件の基準などの整備につきましては、国の施策において実施されるべきものであると考えており、本市としては、慎重に対応する必要があると認識しております。</p> <p>本市としては、引き続き、国や他の地方公共団体の状況を注視しつつ、公契約における適正な労働環境及び適正な履行の確保、地域経済の持続的発展、市民福祉の増進に向けて取り組んでまいります。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------|-----|-----|
| 番 号 | 陳情第34号 | 所管局 | 財政局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第4項（税務部市税事務所納税課）</p> <p>地方税法には、納税者の個別的、具体的な事情に即応して地方税の徴収を緩和することを目的に納税の猶予制度が設置され、徴収の猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止が定められています。</p> <p>令和2年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が施行され、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例が創設されたことを受け、総務省からの通知に基づいて、市ホームページや広報紙等で制度を周知するとともに、納税者の実情を的確に把握した上で、徴収猶予の特例を含めた納税の猶予制度を積極的に適用しています。</p> <p>第5項（税務部税制課）</p> <p>消費税率（国・地方）引上げによる増収分は、社会保障・税一体改革により、全て社会保障に充てられています。消費税率10%への引上げによる増収によって、待機児童の解消、幼児教育・保育の無償化など子育て世代の社会保障が充実し、全世代型への社会保障制度改革が進んでいます。</p> <p>また、消費税の軽減税率制度とインボイス制度は、それぞれ消費税率引上げによる低所得者の負担の緩和と複数税率制度のもとでの適正な課税の確保を目的に導入された制度です。</p> <p>地方消費税の税収の2分の1は市町村に交付されており、本市においても貴重な財源となっています。</p> <p>以上のような趣旨を踏まえると、本市から国に意見を申し入れるべきではないと考えております。</p> <p>第6項（税務部税制課）</p> <p>所得税法第56条は、居住者の不動産所得、事業所得、山林所得に関し、当該事業に従事した同居親族等に支払った給与については、その居住者の当該事業に係る各種の所得の金額の計算上、必要経費に算入しないという規定です。</p> <p>青色申告書を提出した場合は、所得税法第57条に基づき、当該事業に従事した同居親族等に支払った給与も、一定の条件のもと経費に算定することが認められています。</p> <p>所得税は国税であり、上記の内容を含む所得税法の改正については、その要否を含め、国会において審議決定されるべき事柄であって、本市から賛否を表明すべき内容ではないと考えております。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第34号 | 所管局 | 危機管理室 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第7項（危機管理室危機管理課）（建築都市局建築部建築監理課）（建設局土木部土木監理課）（上下水道局経営企画室）</p> <p>堺市災害対策本部が設置される大規模災害が発生した場合、被害を受けた市管理施設等の速やかな機能回復を図るため、市内事業者等で構成される団体と締結している協定に基づき、必要に応じ、応急対策業務への協力を依頼することとしております。</p> <p>一方、応急対策業務を除く復旧・復興に係る業務や平時の調査・点検業務については、緊急性を有するものでないことから、業務内容や規模に応じ、地方自治法、同施行令、堺市契約規則等に基づき、公平公正な業者選定を実施いたします。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第34号 | 所管局 | 健康福祉局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第8項（生活福祉部国民健康保険課）</p> <p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国民健康保険法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。</p> <p>本市は、平成29年11月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際しての大阪府からの意見聴取に対して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料率の導入の延期も含めて然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。</p> <p>さらに、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申に付された「医療保険制度の一本化など、国民皆保険制度の安定的な運営のための抜本的な改革を国の責任において実現するよう、国に対して求めること」、「市町村標準保険料率のより一層の抑制に向けた方策及び財政措置等を実施することを、大阪府に対して求めること」との意見の趣旨を踏まえ、引き続き必要に応じて国や大阪府に提案や意見具申するなど、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでいきます。</p> <p>国民健康保険事業において、保険料の収納確保は制度を運営していく上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情もなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産があるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対しては、滞納処分を行うこととなります。なお、滞納処分に至るまでには被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p> <p>資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p> <p>保険料の減免については、府内統一基準による減免に加え、国の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する保険料減免を実施しています。減免制度について、納額通知書に同封する案内チラシ、ホームページ及び広報さかいで積極的に周知しています。</p> <p>保険料を納期限後に納付した場合は、堺市国民健康保険条例に基づいて、納期限の翌日から納付日までの期間に応じて計算された延滞金が加算されます。延滞金が納付されない場合、催告を行い、催告後も納付が確認できなければ、財産の差押えなどの滞納処分を行う場合があります。</p> <p>ただし、災害による損害、事業の休廃止、失業など、堺市国民健康保険条例施行規則に定める一定の要件に該当し、延滞金の納付が困難であると認められるときは、申請により延滞金の減免が受けられる場合があります。そのため、保険料を滞納されている被保険者の皆様には、まずは早い段階で区役所保険年金課へ納付相談をしていただくようご案内しているところです。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第34号 | 所管局 | 健康福祉局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第9項（生活福祉部国民健康保険課）</p> <p>本市では、新型コロナウイルスによる収入減少減免（主たる生計維持者の収入減少）と、通常の所得減少減免（世帯全員の所得減少）とを比較し、減免額がより大きくなる一方を適用する運用としています。これら2種の減免申請を同時に行っていただく関係上、手続としては、ご指摘の通り煩雑になるケースもありますが、これは被保険者にとって有利な減免を適用するためであり、また、複数回の減免申請を不要とするための手続でありますので、ご理解ください。</p> <p>今回、国から緊急的・特例的な措置として被用者を対象として傷病手当金の支給に要した費用の全額について財政支援を行う旨が示されたこと等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る特例的な措置として傷病手当金の支給を実施するものです。</p> <p>個人事業主は、労務管理を受けている被用者とは異なり、勤務形態が把握できないほか療養の際の収入減少の状況も多様であり、所得として妥当な支給額の算出が難しい等の課題があります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に伴う事業主の方への支援については、各種事業者支援の枠組みが用意されています。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第34号 | 所管局 | 産業振興局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第10項（商工労働部産業政策課）</p> <p>市内全事業所のうち約7割を占めている小規模企業は、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。</p> <p>小規模企業を含めた市内中小企業の振興については、「堺市産業振興アクションプラン（平成30年4月改定）」において具体的な実施計画を策定し、経営基盤の強化や人材確保の支援などの各種施策を臨機応変に展開しているところです。</p> <p>また、中小企業者をはじめとする地域の企業の実態を把握するため、四半期ごとのアンケート方式による「地域産業経営動向調査」や、公益財団法人堺市産業振興センターにおける金融・経営相談及び各種業界団体との情報交換など、様々な機会を通じて市内事業者の実態把握に努めているところです。</p> <p>今後とも実態調査等で把握したニーズを適切に考慮しながら、中小企業基本法や中小企業憲章などにおける中小企業振興の基本理念・方針も十分に踏まえ、引き続いて、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に市内中小企業を総合的に支援し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>第11項（商工労働部産業政策課）</p> <p>本市では、多くの市内事業所が資金繰りに苦慮している状況を踏まえ、4月の補正予算による経済対策で、迅速な資金調達を支援する独自の保証料負担制度の創設、大阪府との共同による休業要請支援金のほか、就職支援施設におけるオンライン相談などの支援策を実施してまいりました。</p> <p>また、7月補正予算による追加の対策として、堺市頑張る中小企業応援補助金、先端設備等導入支援補助金、堺市中小企業デジタルトランスフォーメーション促進補助金など、前向きな投資を促進する支援策を新たに実施するとともに、キャッシュレス決済を活用した市内消費活性化事業も実施してまいります。</p> <p>これらの施策に加え、国や府も含めた様々な支援策の情報を迅速に分かりやすく提供し、活用していただくことにより、中小・小規模事業者の事業継続を支援してまいります。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第34号 | 所管局 | 産業振興局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第12項（商工労働部商業流通課・産業政策課）</p> <p>本事業は、落ち込んだ消費の回復を図るため、市内商業の活性化を図るとともに、新しい生活様式の実践例として、接触機会が減少するキャッシュレス決済の普及促進をめざすことを目的としています。</p> <p>事業の実施に際し、キャッシュレス決済を導入されていない店舗向けに、セミナー等を実施することにより、導入の促進を図り、多くの店舗にご参加いただけるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、市内事業者の大きな課題である資金繰り対策としては、独自の保証料負担制度を実施しているほか、家賃等の固定費支援として、大阪府と共同で休業要請支援金事業を実施してきたところです。</p> <p>7月補正予算では、市内消費活性化事業のほか、中小・小規模事業者に対し、できるだけ早期に新しい生活様式への対応を促進し、将来に渡る事業継続が図ることができる支援策として、堺市頑張る中小企業応援補助金、先端設備等導入支援補助金、堺市中小企業デジタルトランスフォーメーション促進補助金などを編成いたしました。</p> <p>引き続き、市内事業者の状況の把握に努めながら、市の支援策はもとより、国や府も含めた様々な支援策の情報を迅速に分かりやすく提供し、活用していただくことにより、市内事業者の事業継続の支援に努めてまいります。</p> <p>第13項（商工労働部産業政策課・商業流通課）</p> <p>小規模な住宅改修工事に対する補助制度、いわゆる住宅リフォーム助成制度については、一定の意義はあると考えておりますが、特定業種支援についての公平性や個人財産への公的資金の導入の妥当性などの課題があると認識しております。</p> <p>また、商店リニューアルへの助成について、本市では、地域コミュニティ形成促進事業において、商店街や小売市場が自ら創意工夫し賑わいの創出など地域の課題解決に向けて行う、新規テナント誘致事業や商店街空き店舗等活用事業に対し、その改装工事費や入店促進に係る費用等の一部を支援しています。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第35号 | 所管局 | 健康福祉局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第2項（健康部保健所感染症対策課）</p> <p>子どもの予防接種については、平成24年5月に国の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が取りまとめた「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ及びB型肝炎の6ワクチンについて、医学的・科学的観点から広く接種を促進することが望ましいとされるとともに、ロタウイルスワクチンについては、専門家による医学的・科学的観点からの評価を行うとされました。</p> <p>この提言を受け、すでに子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘及びB型肝炎の5ワクチンが、予防接種法に基づく定期接種の対象となり、ロタウイルスについても、令和2年10月から定期接種の対象となります。</p> <p>このような状況の中、本市においては、今後も国の動向を注視しながら、任意の予防接種への支援のあり方について、検討していきます。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------|-----|---------|
| 番 号 | 陳情第35号 | 所管局 | 子ども青少年局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第3項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）</p> <p>認定こども園・保育所等の各施設には、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、飛沫感染対策、咳エチケット、接触感染対策、消毒方法など具体的な対策をお示しするとともに、市において、「堺市立こども園における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方」を作成し、各施設にも周知するなど、感染拡大防止に取り組んでいます。</p> <p>また、これまでより市の災害用備蓄マスクの配布、国の補助金・制度を活用した衛生用品や消毒に要する経費補助や手指消毒用エタノールの優先供給なども実施してきました。なお、手指消毒用エタノールやマスクなどの衛生用品の供給不足時の対応については、全国的な供給状況等を踏まえて、国による優先供給の制度などを活用すべきと考えています。</p> <p>今後も、各施設からのご意見なども踏まえながら、必要な安全対策が図れるように努めていきます。</p> <p>第4項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>国は、幼児教育・保育の無償化にあたり、副食費（食材料費）については、在宅で子育てする場合でも生じる費用であることや、義務教育の学校給食等でも自己負担となっていることなどから、保護者が直接負担することを基本としています。そのうえで、無償化が開始される前に比べ、世帯の負担が増加することがないように、年収360万円未満相当世帯などについて副食費を免除するとしています。</p> <p>令和元年10月から令和2年3月末までについては、年度途中の急な制度変更になることを鑑み、市独自の保育料無償化の対象となっていた第2子の4～5歳児、及び第3子以降の3～5歳児の2号認定子どもについては、特例的に副食費を徴収しないこととしてきましたが、令和2年4月以降については、国の考え方等も踏まえ、市独自の補助は行わない方針です。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------|-----|---------|
| 番 号 | 陳情第35号 | 所管局 | 子ども青少年局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第5項（子ども青少年育成部子ども育成課）</p> <p>病児保育施設につきましては、令和2年3月に策定しました「堺市子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）」において、病児保育に係るニーズ量の将来推計に基づき、5か所の施設を設置することとしています。現在、既に5か所の施設を設置しており、ニーズ量に対する設置計画数を満たしています。さらに、市内全域の保育ニーズに対応するため、訪問型病児保育事業も併せて実施しています。</p> <p>訪問型病児保育事業においては、病気の子どもを安全にお預かりするという観点から、訪問するスタッフについては、50時間程度の研修受講を義務付けており、定期的にフォローアップ研修も行っています。病状急変時等には看護師等が対応できる体制を確保するとともに、緊急時に病児を受け入れることのできる協力医療機関や日常における医療面での指導・助言を行う指導医との連携・協力関係を構築するよう事業者に求めるなど、安全に子どもをお預かりする体制を確保することを第一に事業を進めています。</p> <p>今後とも、子育て支援の一層の充実に取り組んでいきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>第6項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>認定こども園や保育所などに交付する本市独自の運営補助金については、子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて、施設関係者からのご意見も踏まえながら制度の再構築を行っており、看護師雇用への支援に係る補助については、現在も継続して実施しています。</p> <p>今後とも、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組んでいきます。</p> <p>第7項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>保育時間については、子ども・子育て支援法等に基づき、保育の必要量に応じて、保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）に区分することとしています。なお、区分の認定にあたっては、申請時に保護者から勤務時間や通勤時間など、保育を必要とする時間を丁寧に聞き取ったうえで柔軟に対応するようにしています。</p> <p>第8項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>きょうだいで同一施設の利用を希望する場合は、利用調整において加点を行っていますが、希望施設の空き状況の関係で、同一施設の利用ができない場合もあります。その際は、近隣で同時利用が可能と思われる施設を紹介するなど、丁寧に対応しているほか、どうしても同時利用が困難な場合については、保護者の状況や希望を十分に聞き取り、送迎の負担が最小限となるよう配慮を行っています。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------|-----|---------|
| 番 号 | 陳情第35号 | 所管局 | 子ども青少年局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第9項・第10項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）</p> <p>本市の保育人材確保策については、潜在保育士の方への就職準備金の貸付のほか、さかい保育士総合支援事業において修学支援金や就職支援金の支給を行うなど、就職促進を目的とする取組を行っています。あわせて、職員のモチベーションや資質向上を図るため、働きやすい職場環境への改善に要する経費の一部を補助する「休暇取得等促進等支援事業」を実施し、就職継続のための取組についても強化しているところです。加えて、今年度に人材バンク機能をあわせもつ「さかい保育人材情報ポータルサイト」を開設し、これまで行っていた堺市保育士等就職支援コーディネート事業による就職あっせんを、より活性化させるよう取り組んでいるところです。</p> <p>保育士の処遇改善については、国制度による職員の平均経験年数やキャリアアップの取組みに応じた加算が設けられているほか、技能・経験を積んだ職員に対する追加的な加算も設けられており、市も応分の負担をしています。</p> <p>また、本市独自の運営補助金では、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、研修に参加する際の代替職員のほか、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目も設定しており、安全確保も含め保育環境を整える取組みを可能としています。なお、国に対しては、保育士・保育教諭の確保対策として、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しているところです。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関する対応としては、市の災害用備蓄マスクの配布、国の制度等を活用した衛生用品や消毒に要する経費補助や手指消毒用エタノールの優先供給を実施するなど、施設における感染防止対策を強化して、安全性を向上させることにより、保育士等の業務従事への支援を行ってきました。</p> <p>こうした状況のもと、国の第2次補正予算が示されました。認定こども園や保育所等については、登園自粛や臨時休園を行った場合においても、保育士等の配置状況に関わらず、人件費を含む運営費として、給付費や委託費は通常どおりに支給されることなどから、児童福祉施設等職員への慰労金支給は国において対象外とされています。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第35号 | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第11項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策事業については、受益者負担の観点から一部負担金を設定しています。</p> <p>なお、負担金については、きょうだい減免は実施していませんが、保護者の所得状況に応じて減額・免除をする制度を設けています。</p> <p>第12項（総務部学務課）</p> <p>本市では、経済的理由により就学が困難な小・中学生の保護者を対象に、学用品費などの費用の一部を援助する就学援助制度を実施するとともに、経済的な理由により修学が困難な高等学校1年生等を対象に、給付型の堺市奨学金制度を実施しています。</p> <p>また、国及び大阪府では、高等学校等の授業料が実質無償となる就学支援金制度等を実施しています。令和2年4月からは、大学・短期大学・高等専門学校（4年・5年）・専修学校に進学する方を対象に、給付型奨学金の対象を拡充し、あわせて進学先の授業料・入学金が減免される、国の新しい修学支援制度も始まりました。</p> <p>なお、就学援助制度については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止され、市町村が独自に運営しており、厳しい財政状況が予想される中で施策の継続を図るため、所得認定基準を設け給付内容を定めています。今後も、国に対し就学援助費に係る財政措置の充実について要望していきます。</p> | | | |

| | |
|--|---------------|
| 番 号 | 陳情第36号 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について |
| 審 査 委 員 会 | 議会運営委員会 |
| 審査日 | 9月28日 |
| <p>(審査結果)</p> <p>第1項</p> <p>本市議会では、新型コロナウイルス感染症対策について本会議や常任委員会で議論を行うとともに、令和2年5月25日に、「新型コロナウイルス感染症というかつてない事象に、自治体の危機対応力が問われており、これまでのコロナ対策を検証すると共に、今後懸念される新型コロナウイルスの第二波や新たな感染症に加え、南海トラフ大地震や気候変動による集中豪雨などの自然災害など、様々な危機への対応がいかにあるべきか、調査審議する」ことを目的として、危機に強い安心社会実現調査特別委員会が設置され、議論を行っております。</p> <p>なお、各会議については、会議を傍聴していただけるとともに、インターネットで生中継をご覧いただくことができます。また、会議の翌日から概ね3日後（土・日・祝日を除く）には、録画中継をご覧いただくことができます。</p> <p>あわせて、会議の内容については、堺市役所市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、堺市各図書館等で会議録をご覧いただけるようにし、また堺市議会ホームページからも会議録を検索してご覧いただけるようにいたします。</p> <p>ご理解のほどよろしく願いいたします。</p> | |

| | | | |
|--|---------------|-----|-----|
| 番 号 | 陳情第36号 | 所管局 | 総務局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第2項（行政部特別定額給付金室）</p> <p>特別定額給付金の給付事務における過誤払いについて、判明した時点で、速やかに報道発表を行うとともに、対象の世帯にお詫びと説明を行っており、すべて手続きを終えています。</p> <p>第3項（行政部行政経営課）</p> <p>市の行政運営における民間活力の導入については、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、今日の多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、経費の削減のみではなく、住民サービスの向上を図ることを目的としており、市としては、これらの効果が見込める場合については、適切に導入を進めています。</p> <p>今後とも、公の責任を果たしつつ、民間でできることは民間に任せ、効果的で効率的な行政運営を推進してまいります。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------|-----|-----|
| 番 号 | 陳情第36号 | 所管局 | 財政局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第4項（財政部財政課）</p> <p>今年度7月末時点で、新型コロナウイルス感染症の対応を含む補正予算は、7回編成しました。</p> <p>これまでの補正予算において、子育て世帯への臨時給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、新生児に対する臨時給付金、第1子、第2子の保育料無償化、学校給食費無償化など子育て世帯に対する支援に要する経費に加えて、学校教育関係の予算として、一人1台端末の整備、教員や非常勤教員の追加配置に係る費用などを計上しています。高齢者関係の予算として、おでかけ応援利用促進事業の経費、介護事業者の感染防止対策に対する補助、収入が減少した介護事業者への支援や、施設のクラスター対策にかかる費用などを計上しています。</p> <p>今後も新型コロナウイルス感染症の対策については、必要性を精査したうえで、予算を措置していきます。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第36号 | 所管局 | 市民人権局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第5項（市民生活部市民協働課）</p> <p>本市では、堺市自治連合協議会と連携し、自治会未加入者への加入促進リーフレットの配布や本庁及び区役所での懸垂幕の掲揚、市広報紙へのPR記事の掲載等といった各種啓発活動を通じて自治会への加入促進に取り組んでいます。</p> <p>また、平成28年1月に、堺市自治連合協議会、大阪府宅地建物取引業協会堺市支部、公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部及び本市との間で、自治会及び町内会への加入促進に関する協定を締結し、各会員事業者の店舗等において、自治会への加入促進用リーフレットを配布いただくとともに、自治会加入への働きかけもご協力いただいております。</p> <p>引き続き、未加入者への加入促進に向け、取組や啓発活動を推進していきます。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第36号 | 所管局 | 健康福祉局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第6項（健康部保健所感染症対策課）（市長公室広報戦略部広報課）</p> <p>「広報さかい」の発行には、編集、校正、印刷、宅配等に一定の時間を要するため、日々更新される市内での新型コロナウイルス感染症の発生状況については、市ホームページ、SNS（LINE、Twitter等）及び報道機関への報道提供等を通じて発信しています。</p> <p>また、号外については、お伝えすべき情報の重要性、緊急性等を勘案し、発行について判断しています。</p> <p>堺シグナルの基準に基づくステージの情報については、最新の情報を市ホームページでお伝えし、各ステージに応じた生活様式や施設利用やイベント時における対応等の指針をお示ししています。</p> <p>感染情報の公表は、国の通知によりその取扱いが定められており、各区等地域ごとの情報公表はいたずらに風評被害等を招来するおそれがあり、今のところ行う予定はありません。</p> <p>このことから、現在のところ、新型コロナウイルス感染症の各区等における発生状況等について、号外を含め、「広報さかい」でお知らせする予定はありません。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------|-----|---------|
| 番 号 | 陳情第36号 | 所管局 | 子ども青少年局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第7項（子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>本市では、増加する児童虐待に対して、各区子育て支援課と子ども相談所が中心となって、児童虐待の予防から発見・対応、保護・支援に至るさまざまな場面で、関係機関がそれぞれの機能を発揮し、相互に連携しながら切れ目のない支援を行っています。</p> <p>また、障害児通所支援事業者による虐待や不正請求に関する事案に対しては、実地指導・監査を厳格に行うとともに、適正に当該事業者の処分等を行っています。今後も、障害児通所支援事業者に対して、関係機関と連携しながら実地指導・監査を行うことにより、障害のあるお子さんとご家族にとって安全で安心な療育の場の提供に繋げていきます。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第36号 | 所管局 | 文化観光局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第8項（観光部観光企画課・観光推進課）</p> <p>本市には、世界遺産に登録された百舌鳥古墳群をはじめ、由緒ある神社仏閣や茶の湯の文化、和菓子、刃物、線香、注染といった伝統産業などの歴史・文化資源が豊富にあり、これらの資源を活用した市内周遊を促進しているところです。</p> <p>今後、歴史・文化資源の魅力を感じていただけるイベントの実施なども予定しており、百舌鳥古墳群だけではなく市内の様々な観光スポットを訪れていただくことで、市民のみなさまが本市の歴史・文化に改めて触れる機会を創出します。また、大仙公園においては、来訪者と市民の双方が快適に滞在することができる飲食・物販施設の整備を進めており、さらなる堺の魅力の向上に取り組んでまいります。</p> <p>こうした取組や堺の観光資源を広くPRするため、堺観光コンベンション協会のホームページ「堺観光ガイド」をはじめ、広報さかいやSNSを活用したPRのほか、大阪観光局などと連携し、より効果的な情報発信を進めていきます。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第36号 | 所管局 | 建築都市局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第9項（開発調整部建築安全課）（環境局環境保全部環境対策課）</p> <p>本工事に伴うアスベストの除去に関しては、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、アスベスト等が飛散しない適切な作業基準にて施工する旨の届出、及び石綿濃度測定計画の届出が提出されています。</p> <p>また、除去工事前には立入により法令等に基づいた適切な除去作業環境が整っていることを確認しています。</p> <p>なお、近畿大学の計画のうち、立体駐車場に関する建築基準法に基づく公開による意見の聴取については、時期などが決まり次第お知らせします。</p> <p>第10項（交通部公共交通課）</p> <p>期間限定でおでかけ応援カードの使用により路線バスや阪堺電車などを無料でご利用いただくことができる「おでかけ応援利用促進事業」は、新型コロナウイルス禍において通院や買い物などの外出を自粛していた高齢者の日常生活を取り戻し、健康増進を図ることを目的としています。</p> <p>事業実施の可否にあたっては、堺シグナルがステージ3であることなど新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえて判断していきます。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------|-----|-----|
| 番 号 | 陳情第36号 | 所管局 | 建設局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第11項（ニュータウン地域再生室・公園緑地部公園監理課）</p> <p>堺市では、公園周辺の年齢層などの社会環境に応じて子ども用の遊具を配置し、公園の適正な維持管理のため、年4回遊具等施設の安全点検を行うなど、子どもを含めた公園利用者の皆さんが安全に安心して公園を利用できるように取組んでおります。</p> <p>三原公園の再整備において、健康づくりのきっかけとなる健康遊具を6基設置しております。今後、子ども同士が楽しみながら遊びを創造できる遊具を整備するなど、多様な広場を地域活動の拠点にしていまいります。</p> <p>大蓮公園及び旧泉北すえむら資料館については、「泉ヶ丘駅前から連続する賑わいを大蓮公園等につなげ、芝生広場等を市民が積極的に活用し、新たな価値とライフスタイルを創造・発信する拠点を創出する」方針でPark-PFI制度を採用し、今回の事業を「SUEプロジェクト」と名付け、運営事業者である南海グループ公園管理団体が運営するものいたしました。</p> <p>公園内には、旧泉北すえむら資料館を転用（リノベーション）したカフェ併設型の図書館施設（THE PARK OHASU）をはじめ、キャンプサイトを設けたほか、マルシェやイベントを行う場としての市民活動拠点、自転車用のオフロードコース（パンプトラック）などの施設を配置し、豊かな自然と、名建築・旧泉北すえむら資料館の魅力を最大限に生かしながら、子どもから高齢者まで幅広い世代が利用する公園となるよう取組んでいます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染予防対策については、この大蓮公園の運営事業者である南海グループ公園管理団体と協議のうえ感染予防対策を徹底し、市民が安全で安心して集える公園となるよう務めてまいります。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第36号 | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について | | |
| <p>第12項（学校管理部保健給食課）</p> <p>小学校・支援学校の給食費については、新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の経済的負担を軽減するため、令和2年8月から10月までの学校給食費を無償化します。しかしながら、中学校給食については、選択制であることを踏まえ、公平性の観点から、無償化とはしていません。</p> <p>第13項（学校教育部学校指導課）</p> <p>長期休業期間を短縮したり、各学校において学校行事等の重点化・精選を図ったりする等、学習指導要領で定められた学習内容を指導するために必要な授業時数を確保し、児童生徒の健やかな学びの保障に努めます。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------|-----|------------|
| 番 号 | 陳情第37号 | 所管局 | 選挙管理委員会事務局 |
| 件 名 | 投票所について | | |
| <p>(選挙管理委員会事務局) (堺区選挙管理委員会事務局)</p> <p>平成18年の政令指定都市への移行により、堺区には25ヶ所の投票区が設置されました。当該地域は、堺区域となったことに伴い、堺区第15投票区の区域となり、投票所として三国丘中学校を指定しております。</p> <p>投票所の増減にあたっては、1投票区あたりの選挙人数の状況や、投票区の地形および交通の利便性等の地域の特性を考慮するとともに、地域住民のご意見・ご要望を勘案しながら検討していくことが必要であると考えております。</p> <p>当該陳情にあたっては、選挙人の利便性の向上とともに、投票管理事務の合理化の推進も考慮に入れつつ、自治会等関係者との調整を図りながら、検討を進めてまいります。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----------|-----|-----|
| 番 号 | 陳情第38号 | 所管局 | 総務局 |
| 件 名 | 道路工事等について | | |
| <p>第1項(1)(2)(人事部人事課)</p> <p>所管課において、担当者に事実確認を行い、金品などを受け取っていないことを確認しています。</p> <p>なお、市民の方に対しては丁寧な対応を心掛けるよう、引続き研修などにおいて指導を徹底して参ります。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----------|-----|-----|
| 番 号 | 陳情第38号 | 所管局 | 建設局 |
| 件 名 | 道路工事等について | | |
| <p>第2項(1)(土木部路政課・北部地域整備事務所) 道路境界は、関係する資料や法務局資料、現況などを調査し、総合的な判断により確定しています。</p> <p>本件は、道路境界確定申請地所有者と隣接地所有者との間で交わされた土地家屋調査士の証明のある筆界確認書の写し等により、道路との境界点を現地で再現、確認を行い、道路の境界を確定しました。</p> <p>また、道路境界確定協議は、申請地と道路との境界を確定するものであり、道路部分以外の境界点や民々境界線の辺長等を確定するものではなく、地積測量図の数値の差異については本市が関知するものではありません。</p> <p>第2項(2)(3)(土木部路政課・北部地域整備事務所) 道路敷地等の行政財産は、地方自治法第238条の4第1項により譲与することができないこととされており、また、道路敷地を譲与した事実もありません。</p> <p>第2項(4)(土木部路政課・北部地域整備事務所) 道路境界確定協議に関し、金品を受領することはありません。</p> <p>第2項(5)(土木部路政課・北部地域整備事務所) 当該箇所の工事は、隣接地の前面のL型側溝の水溜りの解消、及び道路内に道路施設を設置してほしいとの要望があったことから、実施しております。</p> <p>第3項(1)(土木部路政課・北部地域整備事務所) 雨水の流れが悪くなっている箇所については改善工事を実施いたしますが、「元の状態」に戻す工事は実施しません。</p> <p>第3項(2)(土木部路政課・北部地域整備事務所) 道路敷地等の行政財産は、地方自治法第238条の4第1項により譲与することができないこととされており、また、道路敷地を譲与した事実もありません。</p> | | | |

| | | | |
|--|----------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第39号 | 所管局 | 市民人権局 |
| 件 名 | 人権施策について | | |
| <p>(人権部人権推進課)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者、治療に携わる医療関係者の方などに対する不当な差別、偏見、誹謗中傷などは許されるものではありません。</p> <p>本市では、新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について、ポスターの掲示に加え、広報さかいや堺市ホームページへの掲載などの啓発を実施しています。</p> <p>今後も、偏見にとらわれず、思いやりのある行動に努めていただけるよう、啓発活動を推進してまいります。</p> | | | |

| | | | |
|--|--------------|-----|---------|
| 番 号 | 陳情第40号 | 所管局 | 子ども青少年局 |
| 件 名 | 児童自立支援施設について | | |
| <p>(児童自立支援施設整備室)</p> <p>堺市立児童自立支援施設の整備計画の中断は、大阪府の施設内に、寮の整備等必要となる受入れ体制を大阪府に求めるなど、対象となる堺市の子どもたちに必要な支援を行える環境をしっかりと確保することを前提に、施設整備費用や将来的なランニングコストを考慮して、より効果的な手法として、大阪府への事務委託の継続を検討するとしてしたことによるものです。</p> <p>引き続き、堺市の子どもたちに必要な支援を行えるよう、受入れ体制の確保について大阪府と十分協議していきます。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第41号 | 所管局 | 健康福祉局 |
| 件 名 | 堺市立総合医療センターについて | | |
| <p>(健康部健康医療推進課)</p> <p>本市では、堺市立総合医療センターを運営する地方独立行政法人堺市立病院機構に対して、今回のリウマチ膠原病内科の縮小に当たって、市民又は患者の不利益とならないよう、特に通院していた患者に対して、丁寧に他病院への紹介を行うように要請しました。</p> <p>また、難病診療連携拠点病院として、本市域におけるより充実した医療提供体制の構築に努めるよう要請しています。</p> | | | |

| | | | |
|---|----------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第42号 | 所管局 | 建築都市局 |
| 件 名 | 公共交通について | | |
| <p>第1項（交通部公共交通課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課・子ども育成課）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>おでかけ応援制度は、家に閉じこもりがちな高齢者の社会参加と健康増進を促すとともに、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車に65歳以上の堺市の方が1乗車100円でご利用できる制度です。</p> <p>今後とも制度の主旨を踏まえ利便性の良い、おでかけ応援制度の維持拡充に努めていきます。</p> <p>妊婦の方については、ご自身のからだの変化や状態に合わせて外出の可否や交通手段を選択されることから、おでかけ応援制度の対象とすることは考えておりません。また、子どもについては、バス会社の各路線において小児運賃等の割引制度が設けられておりますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。</p> <p>身体障害者及び知的障害者に対しては、JRや私鉄各社において、旅客運賃の割引制度を設けております。バスにつきましても、バス会社によって適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。</p> <p>また、介護者についても、障害者本人の障害の程度によって、割引が受けられる場合がありますので、詳しくは、各交通機関にお問い合わせください。</p> <p>第2項（交通部交通政策課）</p> <p>阪堺線への支援については本年9月末で完了しますが、支援策の一環で開始した「高齢者運賃割引」を路線バスに適用している「おでかけ応援制度」へと移行し、堺市内在住で65歳以上の方は、乗車もしくは降車のいずれかが堺市内であれば10月以降も引き続き1乗車100円でご利用いただけます。また、老朽化対策や施設高度化については、国の補助の枠組みに即して引き続き補助を実施いたします。</p> <p>運賃改定については、就労人口の減少などの社会環境を考慮しながら経営の健全化を図り、安全の確保やサービスの維持向上を図るため、国に申請されたとお聞きしています。</p> <p>阪堺線は、これまで100年以上にわたり市民に親しまれてきた路面電車であり、今後とも走り続けられるよう、多くの方にご利用いただきますようお願いいたします。</p> | | | |

| | | | |
|---|----------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第42号 | 所管局 | 建築都市局 |
| 件 名 | 公共交通について | | |
| <p>第3項（交通部公共交通課）</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止対策について、市内を運行する事業者を確認したところ「西日本旅客鉄道株式会社」「南海電気鉄道株式会社」「泉北高速鉄道株式会社」「大阪市高速電気軌道株式会社（大阪メトロ）」の各鉄道会社では、車内換気や車内消毒等の実施に合わせて、アナウンスにより車内での会話を控えていただくことや、マスク着用の呼びかけを行うなどの対策を行っているとのことです。</p> <p>また、「南海バス株式会社」「近鉄バス株式会社」では、運転手座席周りのビニールシート設置、車内消毒、できる限りの換気など感染症対策をおこなうとともに、咳エチケットなど3密対策の協力をお願いを掲出したり、車内アナウンスでのご協力を呼びかけているなど各社とも安心してご利用いただけるよう対策をしながら運行をされています。</p> <p>今後とも新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら公共交通事業者と協力し、感染拡大防止に努めていきます。</p> <p>第4項（交通部公共交通課）</p> <p>公共交通の充実を求めるご意見や要望につきましては真摯に受け止め、その内容を検討し交通事業者と連携しながら、可能な限り公共交通の利便性向上や利用促進に資するよう努めていきます。</p> | | | |

| | | | |
|---|----------|-----|-----|
| 番 号 | 陳情第42号 | 所管局 | 建設局 |
| 件 名 | 公共交通について | | |
| <p>第5項（自転車まちづくり部自転車企画推進課・自転車環境整備課）（教育委員会事務局総務部学務課）</p> <p>通学路につきましては、「堺市通学路交通安全プログラム」に基づき、学校、自治会関係者、道路管理者、所轄警察署、教育委員会事務局等の関係機関が連携し、道路状況に応じた安全確保に取り組んでいます。</p> <p>自転車の通行環境整備については、「堺市自転車ネットワーク整備アクションプラン50km（計画期間：平成27年度～令和4年度）」に基づき、通勤・通学などの自転車利用が多いエリア、自転車事故が多い箇所、来訪者が多い地域等について、優先的に整備を進めております。</p> <p>自転車通行環境の主な整備内容として、自転車と自動車や歩行者を完全に分離する「自転車道」、自転車と自動車を視覚的に分離する「自転車通行帯」、自転車と自動車を混在通行とする「車道混在」の3つの形態がありますが、堺市には「自転車道」の整備に必要な幅員を持つ道路が少なく、現状の道路幅員の中で「自転車通行帯」「車道混在」の整備を行っています。具体的な整備にあたっては、個別路線毎に交通管理者（警察）と協議を行い、道路の幅員や構造、交通量等を総合的に勘案し、より安全・快適な通行環境となるような整備を実施しております。</p> <p>なお、歩行者と自転車との接触事故防止の観点から自転車の走行は車道を推奨しておりますが、「自転車通行可」の看板がある歩道では、歩行者優先で徐行しつつ歩道を通行することも可能です。</p> <p>自転車・自動車利用者双方の立場から車道混在走行に対するご理解の程、よろしく願いいたします。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第43号 | 所管局 | 建築都市局 |
| 件 名 | 駅利用者の安全対策について | | |
| <p>第1項（交通部公共交通課）</p> <p>本市では鉄道事業者が行うバリアフリー化や可動式ホーム柵設置を促進すべく、補助制度を設けています。ホームでの転落接触事故は利用者の生命に関わる重大な問題であることから、周辺に障害者施設等が立地している百舌鳥駅を含む堺市内各駅へ、本市や大阪府の補助制度を活用し可動式ホーム柵が早期に設置されるよう、引き続き事業者に働きかけていきます。</p> <p>第2項（交通部公共交通課）</p> <p>鉄道利用に係る安全性・利便性の向上は重要であることから、時間帯によって窓口が閉鎖されている百舌鳥駅を始めとする市内各駅への駅員の常時配置について、これまでも本市は西日本旅客鉄道株式会社に対し申し入れてきましたが、いまだに実現していない状況です。</p> <p>ご指摘のように、百舌鳥駅は世界文化遺産に訪れる国内外からの観光客など駅利用者の増加があることから、駅員の常駐について引き続き同社に対応を求めています。</p> | | | |

| | | | |
|---|----------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第44号 | 所管局 | 建築都市局 |
| 件 名 | 無電柱化について | | |
| <p>(都市計画部都市景観室) (建設局道路部道路計画課)</p> <p>堺市無電柱化推進計画(案)では、「防災」、「安全」、「景観」の3つの観点から、本市における優先的に無電柱化を推進する箇所の方考え方を示しています。鉄砲鍛冶屋敷周辺を含む堺環濠都市地域は、堺市景観計画において重点的に景観形成を図る地域として指定されており、本計画(案)においても優先的に無電柱化を推進する箇所と位置付けています。</p> <p>鉄砲鍛冶屋敷のある堺環濠都市北部地区では、地域の住民からなる堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会と本市の協働のもと、歴史的なまちなみ再生に向け、建物の外観を修景・整備するまちなみ再生事業を進めるとともに、景観形成についての機運醸成・啓発に取り組んでおり、地区内の道路美装化や無電柱化についても大切なものであると考えています。</p> <p>鉄砲鍛冶屋敷周辺の無電柱化につきましては、良好な都市景観の創出と地域の魅力向上を図る観点から、庁内連携のもと、歴史的なまちなみの形成と一体的に検討を進めていきます。</p> | | | |

| | | | |
|---|----------|-----|-----|
| 番 号 | 陳情第45号 | 所管局 | 建設局 |
| 件 名 | 道路整備について | | |
| <p>(土木部西部地域整備事務所)</p> <p>現地を確認いたしましたところ、堺区昭和町6丁付近及び、西区浜寺石津町東1丁1付近の道路は、ご指摘のとおり舗装表面や継ぎ目部分が劣化しておりますので、その箇所については、今年度舗装の補修を実施いたします。また、堺区昭和町6丁付近の道路は、沿道地権者の土地利用により、歩行スペースを確保するためのブロックが撤去されている部分につきましては、歩行者の安全を守るため、令和元年度に歩行スペースを明確にする白線を設置いたしました。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第46号 | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 図書館行政について | | |
| <p>第1項（中央図書館総務課）</p> <p>本市では多様化する市民ニーズに応えるため、図書館資料の整備を図るとともに、図書資料費に係る予算の充実に努めています。</p> <p>今後も読書活動を推進するとともに、ご利用いただく方の課題解決を支援するため、雑誌や専門資料を含めた図書館資料の充実に努めていきます。</p> <p>第2項（中央図書館総務課）</p> <p>司書の専門性を活かした継続的な図書館運営を行うため、図書館サービスの専門的業務を担う司書職員の計画的な採用と育成、適切な職員配置が重要であると認識しています。</p> <p>また、令和2年4月から会計年度任用職員制度が実施されたことにより、さらに質の高いサービスを提供していくことができるよう、職場研修や職員間の情報共有を推進していきます。</p> <p>第3項（中央図書館総務課）</p> <p>パブリックコメント制度に基づき市民の皆さまからご意見を募集し、令和2年7月に「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」を策定しました。</p> <p>今後、基本指針に沿ったサービスの拡充、重点項目への取組に加え、施設等の整備を要する新規機能については、市民をはじめ様々な関係者のご意見をお聴きしながら、具体の計画を定め、取り組んでいきます。</p> <p>第4項（中央図書館総務課）</p> <p>本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第32条の規定に基づき、教育委員会が図書館を所管しています。今後とも、サービスを長期にわたって安定的に提供することができるよう図書館の運営に努めていきます。</p> <p>第5項（中央図書館総務課）</p> <p>図書館の活性化に向け、現在、専門家や市民代表など様々な立場の方に、課題の解決や今後の方向性について、ご意見をいただきながら運営を行っております。</p> <p>今後とも、多様な見地からのご意見をいただくために、委員数や構成の見直しを含め、協議会の活性化に努めていきます。</p> | | | |

| | | | |
|---|-----------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第47号 | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 図書館行政について | | |
| <p>第1項（学校教育部学校指導課）</p> <p>本市では、平成29年度から、全中学校に週2日勤務の学校司書を配置しており、令和2年度からは、小学校にも週1日勤務の学校司書を配置しています。今後も、配置による効果検証を行い、学校図書館の充実について検討していきます。</p> <p>第2項（学校教育部学校指導課）</p> <p>現在、教育センターが各学校に整備している教育用ノートパソコンの1台を蔵書用パソコンとして運用し、自校における学校図書館の蔵書のデータベース化を進めることが可能となっています。</p> <p>今後も蔵書の充実を図るとともに、市立図書館と連携を図り、図書の団体貸出等を活用することで、読書センター、学習センター、情報センターとしての機能を生かした学校図書館の充実を進めていきます。</p> | | | |

| | | | |
|---|-----------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第48号 | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 少人数学級について | | |
| <p>(教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課・学校管理部保健給食課)</p> <p>学校での感染症拡大防止対策としては、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な対策を行っています。また、教室でも密閉状態の回避のため、エアコンを設置している教室に付けている換気扇を常時運転させ、休み時間は5分間程度、2方向の窓を開けて換気することにより、密閉空間にならないよう努めています。</p> <p>本市では、小学2年生の学級において、学級の平均人数が35人を超える場合には、1学級35人以下の学級を編制するため、教員を加配措置しています。</p> <p>また、「堺方式少人数教育」として、小学校では3年生から6年生までの1学級38人を超える学年に対し、教員を加配措置を行い、学校が、児童の状況に応じて少人数学級か習熟度別指導かを選択できるようにしています。中学校では習熟度別少人数指導加配として各校に1～4名の教員を配置し、2学年以上もしくは2教科以上で少人数指導に取り組めるようにしています。</p> <p>これらの少人数指導の取組をとおして、きめ細かな指導による学校教育の充実を図っています。</p> <p>今後の国の動向を注視しながら、学級編制基準、加配定数を含めた教職員定数の改善を引き続き国に要望します。</p> | | | |

| | | | |
|--|----------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第49号 | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 学校給食について | | |
| <p>第1項(1)、(2)(学校管理部保健給食課)</p> <p>小学校92校中、配膳室にクーラーを設置している学校は22校です。今後も、給食調理場については、空調設備の設置など環境整備に努めてまいります。</p> <p>第1項(3)、第3項(3)(学校管理部保健給食課)</p> <p>夏季休業短縮期間の学校給食につきましては、食中毒防止や調理場の環境等も踏まえ、安全・安心の観点から、完全給食(主食・副食・牛乳)については実施をしないことといたしました。しかしながら、夏季休業短縮期間中は4時間授業としており、児童の下校時間が12時30分頃となることから、児童の健康面、体力面を考慮し、調理を要しない主食(パン)、牛乳、個包装品(フルーツゼリー・ジャム等)の簡易給食の実施を決定いたしました。</p> <p>引き続き、安全・安心を最優先に学校給食を提供してまいりますのでご理解ください。</p> <p>第2項(学校管理部保健給食課)</p> <p>パンの材料である輸入小麦については、カビ毒を始め、ポジティブリストに設定されているすべての農薬について、輸入国出国の際の農林水産省による船積時検査と日本に到着した際の厚生労働省によるモニタリング検査が実施されており、その検査において、国が設定している基準値内の小麦が輸入されていますので、安全性に問題はないと考えています。</p> <p>今後も、国の動向を注視しながら、安全・安心な給食の提供に努めていきます。</p> <p>第3項(1)、(2)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>夏季休業短縮期間中は簡易給食が実施されることから、児童の健康面、体力面を考慮し、放課後児童対策等事業の利用児童には補食を持参することを可といたしました。簡易給食の内容を考慮し、各児童の個々に応じた補食を持参するようお知らせしています。</p> <p>また、各教室にはエアコンが整備されており、換気を行いつつ教室の温度を管理していますが、補食については、常温で品質保持ができる傷みにくいものを持参するよう合わせてお知らせしています。</p> | | | |

| | | | |
|---|-----------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第50号 | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 公立幼稚園について | | |
| <p>(学校管理部教育環境整備推進室)</p> <p>平成19年に策定した「堺市幼児教育基本方針」を見直し、令和2年6月に「堺市幼児教育基本方針(改定版)」を決定しました。</p> <p>今回、改定した基本方針において、前回の基本方針で「条件の整ったところから順次廃止する」と定めた公立幼稚園を、本市全体の幼児教育の質の向上に向けた先導的な役割や、配慮を必要とする幼児の受入れなどセーフティネットとしての役割を担うため、一部の公立幼稚園を存置し、研究実践園とすることとしました。</p> <p>これまでの園児数や、将来の1号認定区分(満3歳以上で小学校就学前の保育を必要としない子ども)の量の見込みから、その園児数の受入れに対応し、かつ持続的に、適正な集団規模を確保していくために、研究実践園として選定する園数は4園とすることが適切であると判断しました。また、研究実践園では3年保育と預かり保育を実施します。</p> <p>研究実践園4園の選定については、現存する園の中から市域において4園を偏りなく配置することや、子どもたちにとって望ましい集団規模で研究実践園としての役割を果たすため、過去5年間の平均園児数が多い園を選定しました。</p> | | | |

| | | | |
|---|-----------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第51号 | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 放課後施策について | | |
| <p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策事業の運営は「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年条例第45号）に基づき市の事業として実施しており、最低限必要な配置人数やその役割、安全管理の手引き等を仕様書で定めています。</p> <p>また、公募型プロポーザル方式による運営事業者の選定においては、価格のみでなく、これまでの実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査してよりすぐれた事業者の決定を行っています。</p> <p>委託契約においては、単年度での契約が原則となっていますが、本事業の委託契約は、事業者の指導員の確保や子どもたちへの影響を考慮し、現在3年間としています。</p> <p>なお、本市では、運営状況を把握するため、平成29年度より利用者アンケートを実施し、令和元年8月実施の利用者アンケートにおいては、利用保護者によるルームの利用に関する評価が「満足」及び「おおむね満足」の回答があわせて9割を超える結果となっており、事業運営については円滑に運営できているものと判断しています。</p> <p>今後も利用保護者の意見に耳を傾けて事業の改善に努めていきます。</p> <p>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>指導員の配置については、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）に基づき、支援の単位ごとに2人以上としており、国では参酌基準として各地方自治体で緩和し1人とする可とされていますが、本市では2人としています。</p> <p>なお、のびのびルーム等の放課後児童対策等事業の実施における感染症対策については、事業を学校で行っていることに鑑み、学校に準じて取組を行っています。</p> <p>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>指導員の方々には、感染リスクがある中、教職員と同様に感染症対策を徹底しながら業務に従事していただいていると理解するとともに感謝しています。</p> <p>そのような中、指導員の処遇改善については、課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めていきます。</p> <p>また、緊急事態宣言以降の入手困難時期において、感染症対策としてのマスクについては、市備蓄分及び民間企業からの寄付分を放課後児童対策事業に従事する指導員用として、これまでに1万5千枚以上を配布しました。また、消毒用のアルコールについても国からの優先購入枠を利用して購入を行い、各ルームへの配布を行いました。引き続き、今後の供給状況を見ながらマスク・消毒用アルコールに加え、児童の手洗い用の液体石鹸、消毒に使用するビニール手袋等衛生管理に必要な物資の購入等、通常時より使用量の増える物資や特に購入が難しい物資の確保に努めます。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第51号 | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 放課後施策について | | |
| <p>第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>指導員の配置については、定員40人に対し2人を配置しています。また、定員を設定するための利用率については、可能な限り待機児童を無くすため、国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出する方法となっています。</p> <p>活動場所の暑さ対策については、エアコンを設置しており、引き続き環境整備等に努めていきます。</p> <p>なお、受託事業者が用意することとなっている掃除機等の備品の必要経費については、委託料に積算しています。</p> <p>第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>緊急時のAEDの使用については、学校と事前に使用方法を確認したうえで学校内に設置しているAEDを使用することとなっています。</p> <p>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策事業の運営経費については、受益者負担の観点から一部負担金を設定しています。</p> <p>なお、負担金については、きょうだい減免は実施していませんが、保護者の所得状況に応じて減額・免除をする制度を設けています。</p> <p>また、急激な収入減少等で負担金の納付が困難な家庭については、個々の事情を判断し、対応していきます。</p> | | | |

| | | | |
|---|------------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第52号 | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 放課後施策等について | | |
| <p>第1項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>感染症対策としてのマスクについては、緊急事態宣言以降の入手困難時期において、市備蓄分及び民間企業からの寄付分を放課後児童対策事業に従事する指導員用として、これまでに1万5千枚以上を配布しました。また、消毒用のアルコールについても国からの優先購入枠を利用して購入を行い、各ルームへの配布を行いました。引き続き、今後の供給状況を見ながら、マスク・消毒用アルコールに加え、児童の手洗い用の液体石鹸、消毒に使用するビニール手袋等衛生管理に必要な物資の購入等、通常時より使用量の増える物資や特に購入が難しい物資の確保に努めます。</p> <p>第1項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>今回の緊急時の経験を踏まえ、各現場への緊急時の連絡体制についてはICT化も含め、引き続き研究していきます。</p> <p>第1項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>活動場所については、国の基準を遵守しつつ、のびのびルーム等放課後児童対策事業を学校内で実施していることに鑑み、感染症対策についても学校に準じた取組を行っています。</p> <p>活動場所の確保に向けては、専用教室の設置や、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保に努めています。</p> <p>また、緊急時には、状況を判断したうえで学校との連携を図り対応していきます。</p> <p>第1項（4）（学校管理部保健給食課）</p> <p>夏季休業短縮期間の学校給食につきましては、食中毒防止や調理場の環境等もふまえ、安全・安心の観点から、完全給食（主食・副食・牛乳）については実施をしないことといたしました。しかしながら、夏季休業短縮期間中は4時間授業としており、児童の下校時間が12時30分頃となることから、児童の健康面、体力面を考慮し、調理を要しない主食（パン）、牛乳、個包装品（フルーツゼリー・ジャム等）の簡易給食の実施を決定いたしました。</p> <p>給食調理場については、空調設備の設置など環境整備に努めてまいります。</p> <p>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>施設、設備の更新については、計画的かつ継続的な環境整備に努めています。なお、専用教室及び共用教室の床の改修については平成30年度に13校、令和元年度に10校、令和2年度は現時点において2校の改修を実施しました。</p> | | | |

| | | | |
|---|------------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第52号 | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 放課後施策等について | | |
| <p>第3項、第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>指導員の方々には、感染リスクがある中、教職員と同様に感染症対策を徹底しながら業務に従事していただいていると理解するとともに感謝しています。</p> <p>そのような中、指導員の処遇改善については課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めていきます。</p> <p>なお、事業実施に必須である、放課後児童支援員を養成するため大阪府が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」の受講ができるよう、本市としても計画的に受講枠の確保に努めています。この研修の受講により、放課後児童支援員の目的や制度の内容、子どもの発達などの基礎知識、子どもの生活や遊びの支援、安全対策など必要な知識・技能の習得を図っています。</p> <p>また、委託に係る費用については、人件費のほか物件費等、社会情勢などを勘案しながら事業運営に必要な経費の確保にも努めています。</p> <p>第5項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策事業の運営は「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年条例第45号）に基づき市の事業として実施しており、必要な配置人数やその役割、安全管理の手引き等を仕様書で定めています。</p> <p>公募型プロポーザル方式で運営事業者を選定することにより、業務の実施体制、実施手法、技術提案等を記載した企画提案を提出させ、価格以外の要素である企画提案も評価対象とし、これら全体を評価してよりすぐれた運営事業者を選定することが、児童にとってより良い事業運営の実施に寄与できるものと考えています。</p> <p>なお、委託契約においては、単年度での契約が原則となっておりますが、本事業の委託契約は、事業者の指導員の確保や子どもたちへの影響を考慮し、現在3年間としています。</p> <p>第5項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会は、「堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会規則」（平成25年規則第11号）により、審議、検討又は協議に係る未だ検討段階にある情報について、率直な意見の交換又は意思決定の中立性等の確保の観点から、非公開としています。</p> <p>また、すぐれた運営事業者を選定するため、教育、保育や障害児教育に専門性をもつ委員等により、提案事業者の提案書等を審議し、選定しています。</p> | | | |

| | | | |
|--|------------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第52号 | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 放課後施策等について | | |
| <p>第5項(3)(地域教育支援部放課後子ども支援課) プロポーザル参加者については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び堺市契約規則(昭和50年規則第27条)第3条の規定等に該当しないことに加え、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱(平成11年制定)に基づく入札参加停止等を受けていないこと等を条件とし、審査を行っています。</p> <p>第5項(4)(地域教育支援部放課後子ども支援課) のびのびルームの運営事業者変更に関する説明会については、今回、中区と西区の事業者が変更となったことから、各ルームで説明会を開催した場合、平日夜も含め21日以上を要するため、迅速な説明会の開催と、より多くの方が参加できるよう、土曜日に西区役所、中区役所において、同一日に時間帯を変え3、4回ずつ開催しました。 なお、各ルームでの説明会は、各運営事業者において、新規入室者の説明会に合わせ実施しています。 今後も説明会については、多くの保護者が参加できるよう検討していきます。</p> <p>第5項(5)(地域教育支援部放課後子ども支援課) 各運営事業者に対する評価として、現在、保護者が回答したアンケート結果を公開していますが、運営事業者の自己評価については、厚生労働省が示す放課後児童クラブ運営指針の趣旨を踏まえながら、その活用方法や公開方法について研究していきます。</p> <p>第6項(地域教育支援部放課後子ども支援課) 各事業者の業務の履行確認については、毎月、業務完了報告書の提出を求め、仕様書及び提案書に基づく実施内容の点検、確認を行っています。また、本市職員によるルーム巡回により、現地での履行確認も行っています。</p> <p>第7項(地域教育支援部放課後子ども支援課) 複数の放課後児童対策事業があることについては課題であり、事業を統一していく必要があると認識しています。 現在、事業の統一に向けて、放課後ルームにおいては、利用者数の推移状況や使用できる教室等を勘案しながら順次のびのびルームに移行しています。</p> | | | |

| | | | |
|--|------------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第53号 | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 放課後施策等について | | |
| <p>第1項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>感染症対策としてのマスクについては、緊急事態宣言以降の入手困難時期において、市備蓄分及び民間企業からの寄付分を放課後児童対策事業に従事する指導員用として、これまでに1万5千枚以上を配布しました。また、消毒用のアルコールについては、国からの優先購入枠を利用して購入を行い、各ルームへの配布を行いました。引き続き、今後の供給状況を見ながら、マスク・消毒用アルコールに加え、児童の手洗い用の液体石鹸、消毒に使用するビニール手袋等衛生管理に必要な物資の購入等、通常時より使用量の増える物資や特に購入が難しい物資の確保に努めます。</p> <p>第1項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>のびのびルーム等放課後児童対策事業を学校内で行っていることに鑑み、感染症対策については学校に準じてこまめな手洗いやマスクの着用を児童・指導員ともに行っています。加えて児童が触れる機会の多い箇所の消毒の実施、換気の徹底、身体的距離の確保等の取組も行っています。</p> <p>また、活動場所については、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保に努めるなど学校との連携を図っていきます。</p> <p>第1項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>のびのびルームの専用教室内のエアコンについては、事業者による点検と放課後子ども支援課による簡易点検を毎年度2回行っています。また、設置年数を考慮した上で、順次更新するとともに、緊急の場合は必要に応じて対応しています。放課後ルームに設置のエアコンについては、最近の気温の急激な上昇により、冷却能力が弱まっていることが考えられるため、緊急用の扇風機の設置を行うとともに、冷却能力を回復するための洗浄作業を予定しています。</p> <p>第1項（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>百舌鳥小学校の放課後ルームにおける事業者変更に伴う引継ぎは、本市職員立ち合いのもと、児童受入れ等に係る運営内容の確認を次のとおり行いました。</p> <p>第1回目、令和2年2月14日（金）10時30分から1時間程度、前事業者事務所にて、前事業者と本市で引継ぎ事項の内容を確認しました。</p> <p>第2回目、令和2年2月19日（水）10時30分から1時間程度、前事業者事務所にて、前事業者と新事業者で運営方法の引継ぎと今後の引継ぎ計画の確認を行いました。</p> <p>第3回目、令和2年3月5日（木）15時から1時間程度、百舌鳥小学校放課後ルームにて、ルーム主任と新事業者で運営方法の作成と入室説明会の打合せ等を行いました。</p> <p>第4回目、令和2年3月19日（木）14時30分から2時間程度、堺市役所にて、新事業者と本市で、個別の児童状況の把握を目的とした配慮児童等の内容を確認しました。</p> | | | |

| | | | |
|--|------------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第53号 | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 放課後施策等について | | |
| <p>第2項（学校管理部保健給食課）</p> <p>夏季休業短縮期間の学校給食につきましては、食中毒防止や調理場の環境等も踏まえ、安全・安心の観点から、完全給食（主食・副食・牛乳）については実施をしないこととしました。しかしながら、夏季休業短縮期間中は4時間授業としており、児童の下校時間が12時30分頃となることから、児童の健康面、体力面を考慮し、調理を要しない主食（パン）、牛乳、個包装品（フルーツゼリー・ジャム等）の簡易給食の実施を決定しました。</p> <p>なお、冬季休業短縮期間、春季休業短縮期間中の学校給食の対応につきましては、完全給食を実施する予定です。</p> <p>第3項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>活動場所については、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等を確保しております。教室等の利用にあたっては、学校の行事等も考慮し学校と調整のうえ、使用しています。</p> <p>第3項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>百舌鳥小学校放課後ルームののびのびルームへの統合については、活動場所の確保や統合開始年度等について、引き続き学校と十分に協議を行っていきます。</p> <p>第4項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>百舌鳥小学校の令和2年度の各月の利用登録者数は各月1日現在、のびのびルームは4月が200人、5月が200人、6月が200人、7月が195人、8月が194人。放課後ルームは4月が74人、5月が71人、6月が70人、7月が65人、8月が59人です。</p> <p>第4項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>共用教室については、学校の協力のもと、本年度は生活科ルーム、3年少人数教室、5年少人数教室の3部屋を確保しております。教室の確保に関して、学校の教育活動に支障が出ないようにする必要があることから、各学年の教室配置や特別教室の配置を考慮したうえで調整を行いました。</p> <p>今後も活動場所の確保については、学校と連携を図っていきます。</p> | | | |

| | | | |
|---|------------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第53号 | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 放課後施策等について | | |
| <p>第5項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>令和2年度4～8月の百舌鳥小学校のびのびルームにおける指導員の基本配置指導員の定数は各月10人であり、配慮を要する児童への対応等のための追加配置指導員（以下「加配指導員」という。）の必要認定数は各月7人となっています。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校の臨時休業期間や分散登校期間を含む令和2年3月～6月においては、臨時的に利用者に入室を呼びかけるとともに指導員についても出席児童数に応じた指導員配置で可としていました。</p> | | | |

| | | | |
|---|------------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第53号 | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 放課後施策等について | | |
| <p>第5項(2)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>百舌鳥小学校のびのびルームについて、令和元年度1～3月及び令和2年度6～7月については、定数に対して基本配置指導員数が不足している日はありませんが、4月については1日(4月6日に1名)、5月については2日(5月1日、5月15日に各1名)不足している日がありました。</p> <p>また、月別の開設日数及び加配指導員の必要認定数に対しての配置不足日数については次のとおりです。</p> <p>令和2年1月の開設日数は23日、必要認定数に対して不足していた日数は19日、うち3名不足は2日、4名不足は4日、5名不足は6日、6名不足は5日、7名不足は2日です。</p> <p>令和2年2月の開設日数は22日、必要認定数に対して不足していた日数は16日、うち1名不足は1日、2名不足は1日、3名不足は7日、4名不足は2日、5名不足は4日、7名不足は1日です。</p> <p>令和2年3月の開設日数は24日、必要認定数に対して不足していた日数は20日、うち2名不足は2日、3名不足は3日、4名不足は3日、5名不足は2日、6名不足は2日、7名不足は6日、8名不足は2日です。</p> <p>令和2年4月の開設日数は25日、必要認定数に対して不足していた日数は21日、うち2名不足は1日、3名不足は4日、4名不足は4日、5名不足は7日、6名不足は5日です。</p> <p>令和2年5月の開設日数は23日、必要認定数に対して不足していた日数は18日、うち2名不足は3日、3名不足は2日、4名不足は2日、5名不足は3日、6名不足は4日、7名不足は4日です。</p> <p>令和2年6月の開設日数は26日、必要認定数に対して不足していた日数は19日、うち1名不足は3日、2名不足は7日、3名不足は3日、4名不足は4日、5名不足は2日です。</p> <p>令和2年7月の開設日数は25日、必要認定数に対して不足していた日数は17日、うち1名不足は4日、2名不足は3日、3名不足は5日、5名不足は1日、6名不足は2日、7名不足は2日です。</p> <p>令和元年度の年間開設日数は287日、基本配置指導員の定数に対する不足日数は7日、加配指導員の必要認定数に対しての配置不足日数は4月が20日、5月が19日、6月が20日、7月が22日、8月が21日、9月が19日、10月が21日、11月が20日、12月が20日、1月は19日、2月は16日、3月は20日となり、合計日数は237日です。</p> <p>令和2年度4月～7月の開設日数は99日、基本配置指導員の定数に対する不足日数は3日、加配指導員の必要認定数に対する不足日数は4月が21日、5月が18日、6月が19日、7月が17日となり、合計日数は75日です。</p> | | | |

| | | | |
|--|------------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第53号 | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 放課後施策等について | | |
| <p>第5項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>指導員の確保については、本事業の業務仕様書及び企画提案に基づき、運営事業者が必要な人員を確保することとなっていますが、本市としましてもホームページや広報において、運営事業者の指導員等の募集の記事等を掲載し、また、本市教員採用試験会場において、受験者の方に指導員募集のチラシ配布等を行いました。</p> <p>加えて、令和3年度採用の本市教員採用選考試験において、放課後児童対策等事業指導員の経験による加点が新設されました。</p> <p>引き続き、指導員確保のため、様々な対策を検討します。</p> <p>第5項（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>指導員の方々には、感染リスクがある中、教職員と同様に感染症対策を徹底しながら業務に従事していただいていると理解するとともに感謝しています。</p> <p>そのような中、指導員の処遇改善については課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めていきます。</p> <p>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>個別の事案については、その都度事実関係を確認していきます。</p> | | | |

| | | | |
|--|------------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第54号 | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 放課後施策等について | | |
| <p>第1項(1)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>感染症対策としてのマスクについては、緊急事態宣言以降の入手困難時期において、市備蓄分及び民間企業からの寄付分を放課後児童対策事業に従事する指導員用として、これまでに1万5千枚以上を配布しました。また、消毒用のアルコールについては国からの優先購入枠を利用して購入を行い、各ルームへの配布を行いました。引き続き、今後の供給状況を見ながら、マスク・消毒用アルコールに加え児童の手洗い用の液体石鹸、消毒に使用するビニール手袋等衛生管理に必要な物資の購入等、通常時より使用量の増える物資や特に購入が難しい物資の確保に努めます。</p> <p>第1項(2)(3)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>活動場所の確保に向けては、専用教室の設置や、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保に努めており、必要な人員の配置については、国の基準を遵守しながらのびのびルーム等の放課後児童対策等事業を実施しています。</p> <p>なお、放課後児童対策等事業の実施における感染症対策については、事業を学校で行っていることから、学校に準じた取組を行っています。</p> <p>第2項(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>指導員の方々には、感染リスクがある中、教職員と同様に感染症対策を徹底しながら業務に従事していただいていると理解するとともに感謝しています。</p> <p>そのような中、指導員の処遇改善については課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めていきます。</p> <p>なお、事業実施に必須である、放課後児童支援員を養成するため大阪府が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」の受講ができるよう、本市としても計画的に受講枠の確保に努めています。この研修の受講により、放課後児童支援員の目的や制度の内容、子どもの発達などの基礎知識、子どもの生活や遊びの支援、安全対策など必要な知識・技能の習得を図っています。</p> <p>第3項(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>臨時休業期間中における連絡事項については、市ホームページや各学校のホームページ等でお知らせを行ってきました。また、緊急で連絡を要する場合には、ルームで登録されている緊急一斉メールを通じて情報を発信してきましたが、ご利用の方には未登録の方も多く、全ての方に情報を発信することが困難な状況でした。今後、緊急時に迅速に情報周知を行うため、現在緊急一斉メールの登録方法の見直しと全ての利用者の登録状況の確認を行っているところです。</p> | | | |

| | | | |
|---|------------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第54号 | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 放課後施策等について | | |
| <p>第4項（学校管理部保健給食課）</p> <p>夏季休業短縮期間の学校給食につきましては、食中毒防止や調理場の環境等も踏まえ、安全・安心の観点から、完全給食（主食・副食・牛乳）については実施をしないこととしました。しかしながら、夏季休業短縮期間中は4時間授業としており、児童の下校時間が12時30分頃となることから、児童の健康面、体力面を考慮し、調理を要しない主食（パン）、牛乳、個包装品（フルーツゼリー・ジャム等）の簡易給食の実施を決定しました。</p> <p>今後、給食調理場の環境改善に努めるとともに、安全・安心な学校給食を提供してまいります。</p> <p>第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策事業の運営は市の事業として「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年条例第45号）に基づき実施しており、運営事業者を公募型プロポーザル方式により選定しています。</p> <p>公募型プロポーザル方式で運営事業者を選定することにより、業務の実施体制、実施手法、技術提案等を記載した企画提案を提出させ、価格以外の要素である企画提案も評価対象とし、これら全体を評価してよりすぐれた運営事業者を選定することが、児童にとってより良い事業運営の実施に寄与できるものと考えています。</p> <p>なお、委託契約においては、単年度での契約が原則となっておりますが、本事業の委託契約は、事業者の指導員の確保や子どもたちへの影響を考慮し、現在3年間としています。</p> <p>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>感染症対策や自然災害に対しては、これまでの経験を踏まえ、各運営事業者の意見も参考に、迅速な対応がとれるよう研究していきます。</p> | | | |

令和2年 第4回市議会(定例会)陳情回答綴

令和2年10月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-20-0101